

# 統計豆辞典

「住民基本台帳」について

どこに誰が住んでいるかの居住関係を証明するため、1967年に発足した制度です。市町村が管理しており、住所、氏名、生年月日、性別の4つの情報については住民基本台帳法第11条に基づき原則として誰でも閲覧できます。他にも世帯主や国民健康保険の被保険者であることの有無などが記載されています。昨年8月からは住民基本台帳をネットワークで結ぶ「住基ネット」が稼働しており、一部地方公共団体等を除き今年8月25日から本格運用が始まりました。